介護福祉士の研修及び登録について

※平成28年度以前介護福祉士取得者の方は、「医療的ケア」未修了者にあたります！！

「医療的ケア」未修了者

「医療的ケア」修了者（講義・演習まで修了）
※ 平成28年度以降の方が該当

基本研修（講義＋演習）

登録研修機関にて
1・2号研修を受講

登録研修機関にて
基本研修修了証明書を発行

○事業者が未登録の場合
○事業者に所属していない場合

実地研修
未受講

○勤務先が登録特定行為事業者の場合
（441で始まる登録番号）

実地研修
受講済

勤務先が登録喀痰吸引事業者の場合
（443で始まる登録番号）

実地研修
未受講

実地研修
受講済

実地研修

登録研修機関にて実地研修を受講
（指導看護師がいる場合　：自施設にて実施
指導看護師がいない場合：登録研修機関が連携する施設）

自施設にて
実地研修を受講

登録研修機関より研修修了証明書を発行

自施設又は登録研修機関より
実地研修修了証明書を発行

※研修修了証明書原本、認定証原本を
社会福祉振興・試験センターに提出した方は、

研修修了証明書→登録研修機関へ再発行申請
認定証　　→大分県へ再交付申請

大分県に認定特定行為業務従事者認定証
の交付を申請

社会福祉振興・試験センターに
実地研修を修了した行為の登録事項変更届を行う

認定特定行為業務従事者認定証の交付

実施できる行為が付記された
介護福祉士登録証の交付

不特定の利用者に対し、たん吸引等の行為を実施